

(案)

板橋区公契約条例案の概要に対する パブリックコメントの実施結果について

1 パブリックコメントの実施概要

(1) 意見募集期間

令和8年6月29日（月）～7月13日（月）

(2) 周知方法

広報いたばし6月27日号及び区ホームページへ掲載

(3) 閲覧場所

契約管財課（区役所7階）、区政資料室（区役所1階）、各地域センター、
区立各図書館、区ホームページ

(4) 調査対象

区内在住・在勤・在学の方、区内事業者、区内で活動する個人・法人・団体
など

(5) 調査方法・受付件数

窓口持参0件、郵送0件、FAX0件、Eメール1件、区ホームページ7件

(6) 意見総数

28件 ※同一人（団体）から複数の意見が提出されたため、受付件数とは
一致しません。

2 板橋区公契約条例案の概要に寄せられたご意見と区の考え方

No.	分類	意見	区の考え方
1	全般	条例は、区と受注者との契約により適用公契約で働く労働者等への労働報酬下限額の支払いを義務づけるもの（ILO型条例）であり、他の種類の公契約条例に比べ実効性があり、法的問題もなく評価します。 今後、学識経験者、労働者団体関係者、事業者団体関係者で構成する労働報酬等審議会において、労働報酬下限額に限らず、公契約に関し必要な事項について真摯に審議を行ってください。 その上で、区が適正に条例を運用し、公契約の業務に従事する労働者等に適正な労働報酬下限額以上の賃金・報酬が支払われ、区が発注する工事・サービスの安全・品質の確保、区民福祉の増進、地域経済の活性化など、条例の各種効果が十分に表れることを期待します。	公契約条例により、公共サービスに従事する労働者の労働環境を整備し、優秀な人材を確保することで、公共サービスの質の維持及び向上につながると考えております。 また、労働報酬下限額の適用については、契約当事者双方の合意に決めるべきであること、公平性及び実効性を確保できることから、契約を根拠とする形式が適切であるとと考えております。
2	全般	板橋区公契約条例（案）は、目的に「労働者等の適正な労働環境の確保」「人材の確保」「品質の確保」を明示し、さらに「ダンピング等の不当行為の排除」をもって、「区民の福祉の向上を図ること」は、私たちが必要と考えている公契約条例に即していると考えますので、この条例（案）に賛同します。	
3	全般	板橋区をはじめとする発注者と受注者との契約により適用公契約で働く労働者等への労働報酬下限額の支払いを義務付けるもの（ILO型の条例）であり、評価します。	

4	全般	板橋区として、公契約条例が適用される工事・委託契約等において、条例で定める労働報酬下限額をはじめとする、労働者の適正な労働条件の確保の実効性が担保される様に、区としての体制の強化を行ってください。	区の運用体制につきましては、条例の施行による事務負担を精査し、必要に応じて検討いたします。
5	条例制定の必要性	そもそも各事業者が最低賃金法を順守することで事足りるのではないか。この条例を施行することで、意図しない副作用は発生しないのか。	最低賃金は、生活保障のための最低限度の賃金である一方、公契約条例で規定する労働報酬下限額は、公共サービスを維持するための適正賃金の下限額と捉えています。最低賃金の遵守だけでは、人材不足や価格転嫁などの公契約の課題に対応できないと考えます。 条例施行後は、毎年公契約審議会において、必要な調査、検討を行い、公契約条例の適正な運用を実施してまいります。
6	条例制定の必要性	公契約の問題点は従業員の技量向上は無いのにただ賃金だけが上がっていくこと。他区の例では設備員の最低時給が2149円であり誰も辞めず、1年歳をとり、むしろパフォーマンスも悪くなり労働災害のリスクも高まっている。現場の従業員の労働環境は十分に充実していると感じる。むしろ救われるべきは諸事リスクのフォローに奔走する管理者側にある。	公契約において労働報酬下限額が設定されることで、一定の賃金水準が保証されるため、離職率が低下し、長期的な人材育成が可能になると考えます。また、採用・教育コストが削減されるとともに、長期雇用によるノウハウ蓄積で、現場対応力の向上など、企業に持続的なメリットをもたらす仕組みであると考えます。

7	特定公契約の範囲	制度導入時に一定の対象範囲を設けることは理解できますが、条例の趣旨からすれば、できる限り幅広い公契約に適用していくことが重要です。施行後の実施状況を検証し、対象金額や対象業務について必要な見直しを行ってください。	いただいたご意見につきましては、条例施行後の事務量及び条例の効果等を検証し、必要に応じて公契約審議会において検討してまいります。
8	特定公契約の範囲	特定公契約として、工事又は製造の請負契約は予定価格が1億円以上、それ以外の請負契約、業務委託契約は1千万円以上としており、全ての公契約の下で働く労働者が享受できません。今後、学識経験者、労働者団体関係者、事業者団体関係者で構成する公契約審議会において、労働報酬下限額に限らず、公契約に関し必要な事項について真摯に審議をおこなってください。	いただいたご意見につきましては、条例施行後の事務量及び条例の効果等を検証し、必要に応じて公契約審議会において検討してまいります。
9	区内事業者の受注機会の確保	区内事業者の受注機会の確保について、分離・分割発注、適正な予定価格の設定、下請・再委託における区内事業者の活用促進など、具体的な施策とあわせて推進してください。	いただいたご意見につきましては、区内関係部署で共有するとともに、適切な予定価格の設定、契約制度の改善に向け検討を進めてまいります。 なお、下請け、再委託における区内事業者の活用については、公契約条例において規定しております。
10	区内事業者の受注機会の確保	区内事業者の活用・育成については、基本方針や区内事業者の活用規定にとどめず、条例の目的にも位置づけることを検討してください。	条例において区内事業者の活用に関する規定を設けるとともに、区内事業者の受注機会確保及び育成に関して、今後も検討を深めてまいります。

11	労働報酬下限額	長期化する物価高騰で生活は困窮しています。全国で調査を続けている「最低生計費試算調査」では、若者が自立し人間らしく生活するために最低必要な生計費は、時給 1,700 円～1,900 円であることを明らかにしました。東京都の最賃額は 1,226 円、板橋区会計年度任用職員の最低時間額は 1,519 円です。東京都や板橋区の最低賃金額に張り付いた額ではなく、物価高騰を上回る下限額最低でも 1,700 円を要望します。	具体的な労働報酬下限額については、最低賃金やその他公的基準を基に、条例に基づき設置される板橋区公契約審議会での審議と答申を踏まえて決定する予定です。
12	労働報酬下限額	労働報酬下限額は、条例の中心となる仕組みであり、現場で確実に守られることが重要です。特定労働者等への周知、申出、不利益取扱い禁止、報告・立入調査、是正措置等について、条例および約定事項に基づき、確実に運用してください。特に、労働者等が自らの職種・従事内容に対応する下限額を確認でき、安心して申出できる制度運用を求めます。	いただいたご意見につきましては、公契約条例の実効性を確保していくために重要な事項と認識しております。特に労働者等への周知については確実に行う必要があります、職場内へのポスター掲示やカードの配布などを想定しております。
13	労働報酬下限額	工事又は製造の請負契約については、公共工事設計労務単価を基本としつつ、改正担い手 3 法の趣旨や労務費に関する基準、建設技能者の処遇改善、担い手確保、物価高騰、現場の賃金実態を踏まえた水準としてください。委託業務契約及び指定管理協定についても、地域別最低賃金だけに依拠せず、区職員の給料表、公的指標、近隣自治体の水準、業務の専門性・継続性などを総合的に勘案してください。	労働報酬下限額については、最低賃金やその他公的基準を基に、条例施行後に公契約審議会における調査審議を踏まえて決定する予定です。ご意見を踏まえ、適正な価格となるよう検討してまいります。

14	連帯責任	労働報酬に係る特定受注者の連帯責任について、入札参加事業者は下請け事業者と連帯責任を取ることとなると、元受け事業者の責任がかなり重い。大きな案件になるほど多数の会社や作業員が関係し、末端の下請け業者まで目が届かなくなるので、入札に参加しづらくなるのではないかと。結果として入札不調が増えることになるのではないかと。	特定受注者の連帯責任については、労働報酬下限額以上の労働報酬の支払いを担保するための必要な規定と考えております。連帯責任と併せて、労働者自らによるチェックにより実効性を担保します。また、公契約に関わる事業者が同じ条件の下で競争することで、入札に対する不公平感を払拭するものと考えます。
15	連帯責任	下請け事業者に対する賃金支払いの確認が困難であるとのアンケートの際の意見が載っていたが、このような状況で連帯責任として運用がうまくいくのか。元請け事業者がコントロールできる範囲外の部分になるのではないかと。	下請け事業者との契約に際し、公契約条例の適用を受ける契約であることを説明し、約定事項の遵守を契約内容に含めると、労働者からの申出制度を組み合わせることで実効性を担保してまいります。
16	連帯責任	特定受注関係者が労働報酬を支払わない場合、又は労働報酬下限額を下回る場合に、特定受注者が連帯して支払う責任が規定されている点を評価します。重層下請構造や再委託のもとでも労働報酬下限額が確実に行き渡るよう、契約上の約定事項として徹底してください。	労働報酬下限額以上の労働報酬の支払いについて、連帯責任は実効性を担保するために必要な規定と考えております。ご意見を踏まえ、適正な運用を徹底してまいります。
17	立入調査	調査については専門家でないと調査できないと思うのだが、区職員が行う予定か、社会保険労務士や税理士などの専門家を入れるのか。	立入調査については、必要に応じて社会保険労務士等の専門家の活用を含め検討してまいります。

18	継続雇用	委託や指定管理で働く公務公共関連労働者は、公共サービスをになっております。その質を確保するためにも適正な労働条件と安定した雇用を要望します。委託替えや指定管理の事業撤退でそれまでの経験や専門性が無くならないように、公共関係労働者を継続雇用できるよう区が責任を持って雇用保障してください。	雇用契約については事業者と労働者の合意に基づくものですが、雇用の安定及び公共サービスの質の維持の観点から重要な事項であると認識しており、条例において継続雇用に関する努力義務規定を設けております。
19	継続雇用	継続性のある業務について、従前から当該業務に従事していた者のうち希望する者を雇用するよう努める規定が盛り込まれている点を評価します。労働者の雇用安定と公共サービスの質の維持につながる重要な規定であり、受注者変更時にも実効性が確保されるよう、契約時の説明と受注者への指導を徹底してください。	雇用契約については事業者と労働者の合意に基づくものですが、雇用の安定及び公共サービスの質の維持の観点から重要な事項であると認識しており、条例において継続雇用に関する努力義務規定を設けております。
20	契約解除等	契約解除された場合に損害賠償と違約金を取られると事業者にとってマイナス面のほうが大きく入札参加をためらう要因になるのではないかと、また、区に有利すぎるようになっているのではないかと。	違反が認められた場合は、原則として是正措置を求めることとしており、契約解除は是正が認められない場合の最終手段と考えております。条例の実行力を確保するためにも、必要なものと考えております。
21	公契約審議会	審議会のメンバーのうち、事業者団体、労働者団体の関係者について、もしも毎回同じ団体に依頼すると既得権益となる懸念はないのか。	委員の任期は原則2年としております。なお、審議会は公開を基本とし、傍聴や議事録公表により透明性を確保してまいります。

22	公契約 審議会	公契約審議会については、労働報酬下限額の審議にとどまらず、条例の実施状況、対象契約の範囲、申出制度の運用、区内事業者の活用、地域経済への効果などを継続的に検証する場としてください。また、資料や議事録の公表、傍聴の確保などにより、透明性ある運営を求めます。 さらに、審議会の意見が翌年度の契約、発注、予定価格の設定等に反映されるよう、予算編成時期を考慮した開催日程としてください。	公契約審議会では、労働報酬下限額のほか、公契約条例の運用状況や効果検証など、公契約に関し必要な事項について調査審議する予定です。なお審議会の内容については、議事録を公表する他、当日の傍聴を予定しております。 また、審議会の開催時期については、適正な時期に開催できるよう検討してまいります。
23	その他	1. 「妥当性を証明できる適正な予算（予定価格）」の算出と徹底した市場調査（最優先課題） 入札不調の根本原因は、区が提示する発注予算が市場の実態に対して少なすぎること（過去のデータへの依存や根拠のない予算削減）にあります。予算の肥大化に対する批判を恐れるのであれば、平時から徹底的な市場調査（リアルタイムの資材費・人件費の動向調査）を行い、その客観的な根拠を提示すれば、予算の妥当性は十分に証明できるはずです。この調査・根拠提示の努力を徹底し、民間企業が「採算が合う」と判断できる適正な発注予算を組むことこそが、インフラ遅延を防ぐ最重要課題であると位置づけてください。	工事については、最新の設計労務単価を基に積算しており、想定外の資材高騰などに対しては、契約変更による対応を行っておりますが、実勢価格の動向については今後も注視し、予算等に反映してまいります。

24	その他	2. 有事（感染症等）における対策コストの企業への丸投げ防止 平時の適切な予算積算だけでなく、今後のパンデミックなどの有事の際、現場を維持するための追加コストを企業側に丸投げする事は避けるべきです。副反応のリスクや不確実性があるワクチンに過度に依存する計画ではなく、リスクが一切なく最も感染の根本的な抑止力となる「うがい・手洗い」などの日常的予防策を、受注企業が負担なく現場で徹底できるよう、予防の促進を呼びかける「張り紙（ポスター）」や「初期対処マニュアル」を区が独自に作成し、企業や店舗へ率先して無料配布するなど、民間事業者の負担を積極的に軽減する行動を区が主導してください。	有事（感染症等）における事業コストの増については、事業者側の負担とならないよう、適切に予算計上するよう努めております。一方、予防の促進については、各事業者による、現場に応じた対応が必要と考えております。
25	その他	東京都への公契約条例制定、国に対して公契約法制化にむけたとりくみを強めることを求めます。	東京都や国においては、別途検討が進められているものと認識しています。まずは板橋区における運用を安定させることが重要であり、東京都や国への働きかけについては、その後の課題であると考えています。
26	事務負担	本条例により事業者の事務量負担が多くなりすぎないのか。事業者の事務負担が増えて、人件費だけでなくその部分についても委託料や工事費が高くなるのではないのか。	条例の運用に当たっては、区及び事業者双方の事務負担を考慮する必要があると認識しております。事業者の負担軽減を図るため、チェックシート方式による運用を予定しており、区の執行体制についても適切に対応してまいります。
27	事務負担	区職員の事務量負担はどれくらいになるのかは検討事項として入っているのか。かなりの事務量になることが想定されるが、この人手不足の中新たな条例の施行による人員確保の問題はないのか。	

28	財政への影響	今後不景気になり、税収が減った時にも本条例は廃止にはできなくなると思うが、失礼ながら板橋区は財政的にそんなに潤っているとは思えないのだが、本条例施行後、財政面での見通しは今後数十年問題ないと認識しているのか。本条例により財政がひっ迫した場合、ほかの事業に影響を及ぼすことはないのか。 公契約条例の施行と実施までの期間が短く業者の準備が整わないという懸念があるのではないか。	公契約条例は、公共サービスの担い手確保及び品質確保を目的とするものであり、持続可能な公共サービスの提供に資するものと考えております。労働環境を整備することは、公契約の適正な履行及び良好な品質の確保に不可欠であり、行政としての責務であると認識しております。 一方、不景気により税収が下がることがあれば、本条例に限らず、各所管課において事業計画の見直し等必要に応じた対応をすることになります。条例制定の際は、早急に周知をし、入札に混乱が生じないように対応してまいります。
----	--------	--	---